

春日部市病院事業企業職員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、病院事業に常時勤務する企業職員（特別職及び臨時の職員を除く。）の定数について定める。

(定数)

第2条 職員の定数は、555人とする。

2 兼務若しくは併任を命じられている職員、休職を命じられている職員又は育児休業の承認を受けている職員は、定数外とすることができる。

(定数の配分等)

第3条 前条第1項に規定する職員の定数の配分及び職の設置については、病院事業管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(春日部市職員定数条例の一部改正)

2 春日部市職員定数条例（平成17年条例第30号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正前の号を削る。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防及び <u>水道事業管理者</u> の各機関の事務部局に常時勤務する職員（特別職及び臨時の職員を除く。）の定数について定める。 (定数) 第2条 (10) <u>水道事業管理者の事務部局の職員</u> 43人	(趣旨) 第1条 この条例は、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防及び <u>公営企業</u> の各機関の事務部局に常時勤務する職員（特別職及び臨時の職員を除く。）の定数について定める。 (定数) 第2条 (10) <u>公営企業の事務部局の職員</u> ア 水道事業 43人 イ 病院事業 426人